

栄栗市

佐用町

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨(以下、「計画降雨」という。)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和34年法律第195号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小西川、船下川、柳川、高田川、安室川、梨ヶ原川、鞍馬川、大基川、梅谷川、杉尾川、カサジ川、岩木川、細野川、新屋川、大石山川、犀山川、坂山川、大池川、大池川、新井川、須空川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支流)、津川、美忍川、金近川、長谷川(佐用川支流)、堀川、滝谷川(佐用川支流)、東谷川、滝谷川、大下り川、孫谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川(志文川支流)、一谷川、中ノ下川、大谷川、新井川、長谷川(志文川支流)、志文川(志文川支流)、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表機関:西播磨県民局)

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 (5) 相連市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、栄栗市
 (6) その他計画条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で治水・治水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を告示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が治水・治水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の地盤高を考慮して図示しては、危険となる水位に達した時点で破損する、堤防が無い区間においては治水されたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

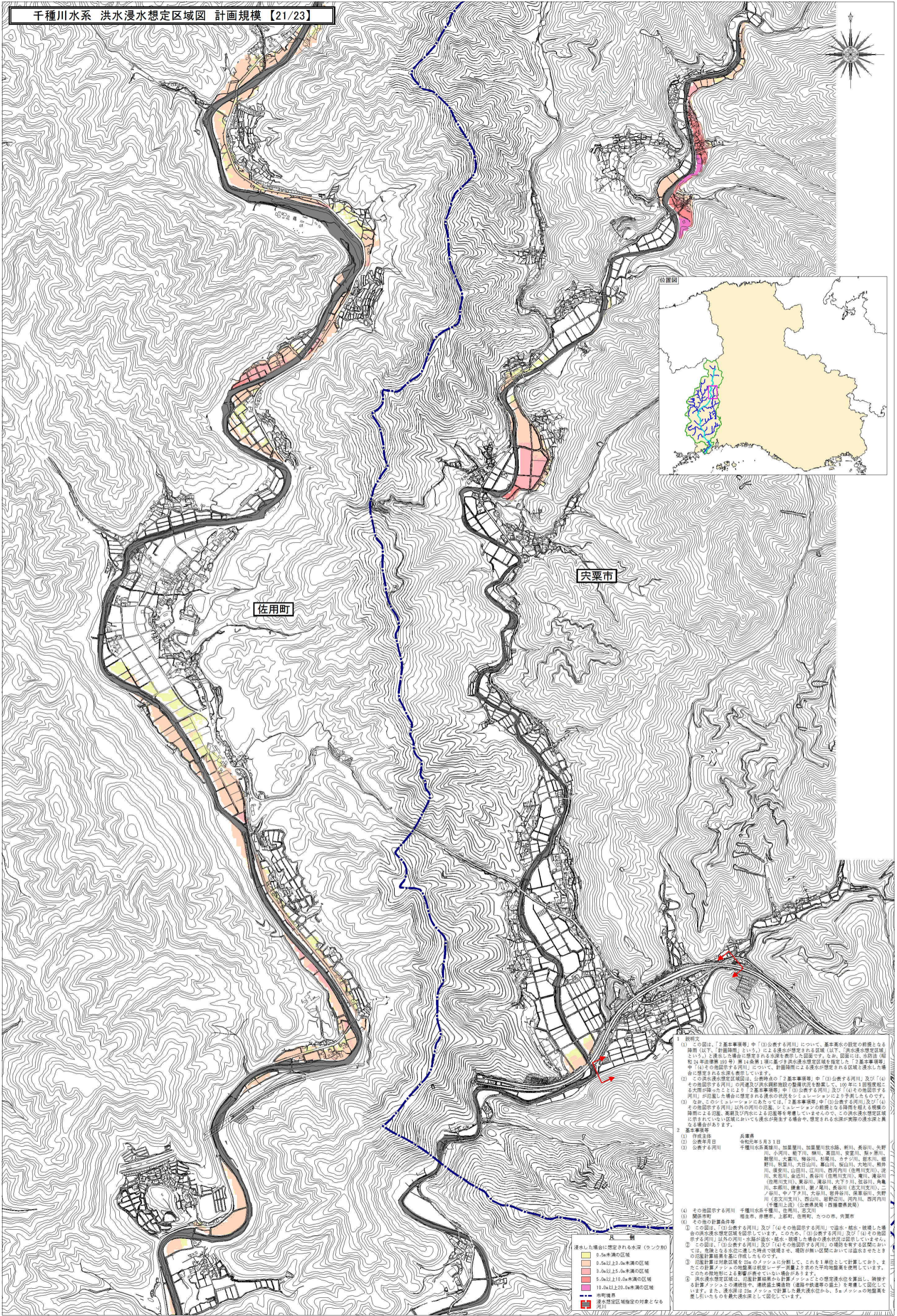
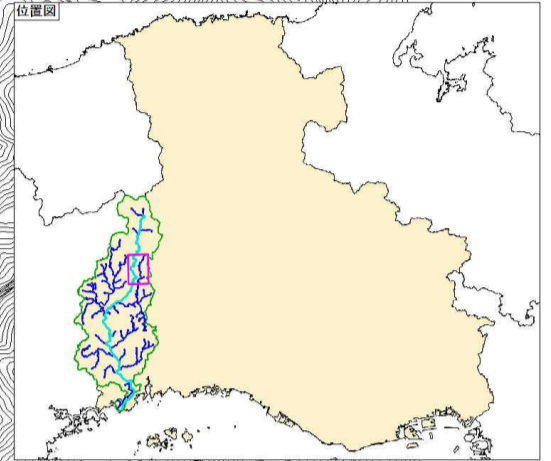
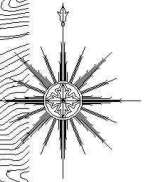
凡 例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m以上3.0m未満の区域
- 3.0m以上5.0m未満の区域
- 5.0m以上10.0m未満の区域
- 10.0m以上20.0m未満の区域

--- 市町境界

--- 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川



宍粟市

佐用町

説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前掲となる降雨(以下、「計画降雨」という。)による洪水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和34年法律第195号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ることより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をコンピュータシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川の氾濫シミュレーションの前掲となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、暴風及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深は浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加量屋川、加量屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小西川、船下川、柳川、高田川、安室川、梨ヶ原川、新野川、大高川、梅谷川、杉尾川、カサジ川、岩木川、細野川、新屋川、大日山川、新山川、坂山川、坂山川、大地川、新井川、須賀川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支川)、津川、美志川、金田川、長谷川(佐用川支川)、堀川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下り川、弦谷川、角谷川、本郷川、鎌倉川、新ノ尾川、長谷川(志文川支川)、一谷川、中ノ下川、大谷川、若井谷川、長谷川(志文川支川)、西山川、若野辺川、河内川、西河内川(千種川上流)(公表係長局:西播磨県民局)

(4) その他公表する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川
 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

その他の計算条件等

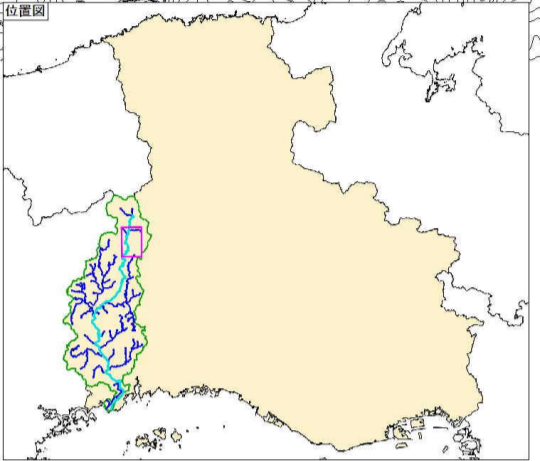
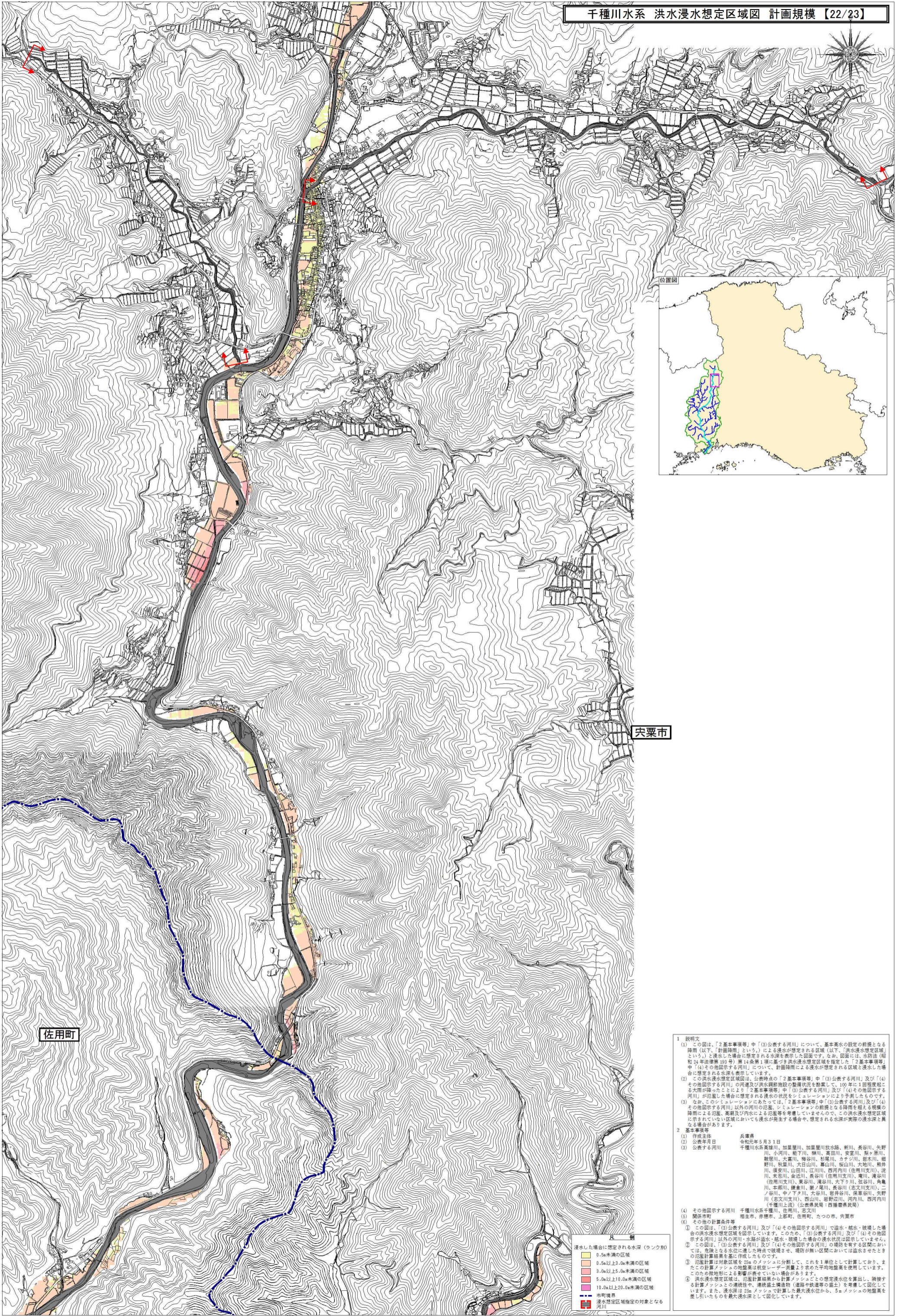
① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」で治水・治水・治水した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川・水路が治水・治水・治水した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で堤防を、堤防が無い区域においては洪水きたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は数値レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続地盤高(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

- 凡 例
- 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
 - 0.5m未満の区域
 - 0.5m以上3.0m未満の区域
 - 3.0m以上5.0m未満の区域
 - 5.0m以上10.0m未満の区域
 - 10.0m以上20.0m未満の区域
 - 市町境界
 - 洪水浸水想定区域指定の対象となる河川



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による洪水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による洪水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河床及び洪水調節施設の状態を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される洪水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても洪水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年5月31日

(3) 公表する河川 千種川水系高瀬川、加屋屋川、加屋屋川放水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、船下川、柳川、高田川、安室川、梨ヶ原川、鞍野川、大高川、船谷川、カサジ川、岩木川、船野川、新屋川、大日山川、新山川、坂山川、大地川、新井川、須安川、山田川、江川川、西河内川（佐用川支流）、波川、米田川、金近川、長谷川（佐用川支流）、堀川、滝谷川（佐用川支流）、東谷川、滝谷川、大下り川、佐谷川、角尾川、本郷川、鎌倉川、瀬ノ尾川、長谷川（志文川支流）、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、保善谷川、矢野川（志文川支流）、西山川、岩野辺川、河内川、西河内川（千種川上流）（公表機関：西播磨県民局）

(4) その他図示する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 関係市町 相楽市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、宍粟市

(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で治水・治水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が治水・治水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の地形を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、増防が無い区域においては治水されたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構築物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。